

# 福岡県公報

平成30年6月22日  
第4002号

## 目次

### 告示 (第588号 - 第602号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○地方卸売市場の廃止の許可	(園芸振興課)	3
○卸売業務の廃止の届出	(園芸振興課)	3
○小規模卸売市場の開設の許可	(園芸振興課)	4
○小規模卸売市場における卸売業務の許可	(園芸振興課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	12
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	13

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………13
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………14
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………14
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………14
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………15
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………15
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ……………16
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) ……………16

再 掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) ……………17
- 道路の区域の変更(平成30年6月福岡県告示第563号)中正誤 ……………17

告 示

福岡県告示第588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯塚	県道	熊ヶ畑 上山田 線	前	嘉麻市上山田1343番6先 から 嘉麻市上山田403番4先 まで	6.4 ～ 21.0	182.0
			後	嘉麻市上山田1343番6先 から 嘉麻市上山田403番4先 まで	6.4 ～ 21.0	182.0

		後	嘉麻市上山田1343番6先 から 嘉麻市上山田403番4先 まで	7.6 ～ 49.9	186.0
--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第589号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
532	福岡市博多区博多駅南四丁目3-18 株式会社 タカ・コーポレーション	福岡市東区箱崎二丁目54番27号 福岡市東保健所内	平成30年 4月30日

福岡県告示第590号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	166	嘉麻市大隈町418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 縄田 勲	嘉麻市大隈町418-3	平成30年 5月23日
旧		嘉麻市大隈町418-3 嘉麻市交通安全協会 会長 宇野 孝道		

福岡県告示第591号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	168	田川郡添田町大字庄1074-2 添田警部交番内 添田大任地区交通安全協会 会長 浦野茂喜	田川郡添田町大字庄1074-2 添田警部交番内	平成30年 5月23日
旧		田川郡添田町大字庄1074-2 添田警部交番内 添田大任地区交通安全協会 会長代行 浦野茂喜		

**福岡県告示第592号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第2項の規定により、当該形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 指定を解除する形質変更時要届出区域  
大野城市乙金東三丁目1217番37の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
規則別表第5の9の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

**福岡県告示第593号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年6月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	佐賀線 八女	筑後市大字蔵数642番4先から 筑後市大字蔵数639番1先まで

**福岡県告示第594号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように平成30年1月15日付けで地方卸売市場の廃止を許可したので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
山門青果地方卸売市場	みやま市瀬高町上庄1774	青果部	山門青果株式会社 代表取締役 川口 淳士	平成30年 5月7日

**福岡県告示第595号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように平成30年5月31日付けで卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日

山門青果地方 卸売市場	みやま市瀬高町上 庄 1774	青果部	山門青果株式会社 代表取締役 川口 淳士	平成30年 5月7日
----------------	--------------------	-----	-------------------------	---------------

**福岡県告示第596号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第26条第1項の規定に基づき、次のように小規模卸売市場の開設を許可したので、同条例第46条第1号の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小 川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	開設許可年月日
山門青果卸売市場	みやま市瀬高町上庄 1774	青果部	山門青果株式会社 代表取締役 川口 淳士	平成30年 3月1日

**福岡県告示第597号**

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第27条第1項の規定に基づき、次のように小規模卸売市場における卸売業務を許可したので、同条例第46条第1号の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小 川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の許可年月日
山門青果卸売市場	みやま市瀬高町上庄 1774	青果部	山門青果株式会社 代表取締役 川口 淳士	平成30年 3月1日

**福岡県告示第598号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小 川 洋

**1 保安林予定森林の所在場所**

京都郡みやこ町勝山浦河内字小廣谷439の5、440の1、440の3から440の6まで、440の17、441の1、443の1から443の3まで、勝山長川字清水444、字長谷446の1、犀川扇谷475、犀川上伊良原字小谷325、字猿田366の9、字京塚479、字森534、536、字森ノ上570、字城野2018、犀川上高屋字中ノ河内2324の18、2324の67、犀川帆柱7、21、24、31の1、31の2、32、34、60の2、61、62、345の1、464、468、878の3、1110、1567

**2 指定の目的**

水源の涵養

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第599号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小 川 洋

**1 解除予定保安林の所在場所**

田川郡大任町大字大行事字権太ヶ迫2266・字灰ノ木山2352の1・字権太ヶ迫2353・字姥ヶ迫2401・2402・字奥ヶ迫2408の1・字ツイ帽子2800・字岩河内2803・2804の1

・2868の1・2869の1・2873・2874（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大任町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第600号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市山田字丸尾1484の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画道路を変更（福岡広域都市計画道路3・4・10-2号宗像福岡線の変更）

福岡県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1421番11先から朝倉郡東峰村大字小石原1438番3先まで	8.8 ～ 16.8	220.4
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1421番11先から朝倉郡東峰村大字小石原1438番3先まで	8.8 ～ 16.8	220.4

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター

(2) 所在地 朝倉市大字甘木字岩入384 外



- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン甘木ショッピングセンター  
(2) 所在地 朝倉市大字甘木字岩入384 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ 八女インター店  
(2) 所在地 八女市蒲原字植初543-1 ほか

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 廃棄物に係る事項

ア) 保管場所の位置・構造等

・表中、廃棄物種別「紙製廃棄物」において、分別する種類に「段ボール」のみを記載されていますが、段ボール以外の紙製廃棄物についても分別をお願いしたい。

イ) 廃棄物等の運搬方法

・項目「紙製廃棄物」及び「プラスチック製廃棄物」について、予定業者等の「八女市許可業者」をそれぞれ「リサイクル業者」に変更、もしくは削除すること。

ウ) 廃棄物等の処理方法

・項目「プラスチック製廃棄物」について、「処理予定業者等」の「八女市許可業者」を削除すること。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日

平成30年6月7日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アイレックスガーデン  
(2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番1 外

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区成田東四丁目39番8号	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号
株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外測二丁目38番地

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成30年6月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 アイレックスガーデン花見東
  - 所在地 古賀市花見東一丁目1862番6 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 田中 敬士 東京都港区芝浦一丁目2番3号	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成30年6月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ドラッグコスモス古賀店
  - 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 穂積 孝一 東京都港区芝浦一丁目2番3号シーバンス S館11階、12階	三井住友トラスト・パナソニックファイナ ンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰 東京都港区芝浦一丁目2番3号

### 公告

解散した清算法人椎田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法

(昭和24年法律第195号) 第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
西田紀生	築上郡築上町大字西八田827番地
門田修身	築上郡築上町大字高塚883番地1
上田一二三	築上郡築上町大字日奈古103番地2
内藤慎吾	築上郡築上町大字越路398番地
正野秋郎	築上郡築上町大字水原734番地
浅倉隆雄	築上郡築上町大字岩丸2367番地
木本逸男	築上郡築上町大字極楽寺639番地
舟川洋一	築上郡築上町大字椎田815番地4 サン・コーポ椎田2号棟105号
平野力範	築上郡築上町大字坂本117番地1
信田靖徳	築上郡築上町大字椎田1173番地2
植田道夫	築上郡築上町大字西八田2339番地1
加未達雄	築上郡築上町大字宇留津639番地
原田保	築上郡築上町大字西八田919番地75
森茂雄	築上郡築上町大字有安551番地

### 公告

解散した清算法人角田中部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
矢鳴和樹	豊前市大字馬場820番地
嶋崎勝治	豊前市大字馬場812番地2

奥隆	豊前市大字畠中202番地1
青本壽	豊前市大字中村502番地1
宮崎信人	豊前市大字中村727番地
眞有道之	豊前市大字馬場1035番地
矢鳴毅	豊前市大字馬場801番地1
松田一政	豊前市大字畑2289番地
森永利信	豊前市大字中村498番地
浅尾利美	豊前市大字中村26番地

### 公告

大和干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 退任理事

氏名	住所
松藤和彦	柳川市大和町大坪4番地
大津眞次	柳川市大和町大坪3番地
小宮隆法	柳川市大和町皿垣開1468番地
田中洋輔	柳川市大和町明野981番地
松藤邦義	柳川市大和町中島1949番地1
松藤政美	柳川市大和町六合1549番地
松藤善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
河島芳朗	柳川市大和町栄1333番地1
関正之	柳川市大和町大坪13番地
小宮和人	柳川市大和町大坪9番地
西田大輔	柳川市大和町中島1532番地
横山慎二	柳川市大和町徳益321番地1

#### 2 退任監事



氏名	住所
松藤保	柳川市大和町栄838番地
坂井清治	柳川市大和町中島2388番地
本木慎介	柳川市大和町大坪18番地

## 3 就任理事

氏名	住所
松藤和彦	柳川市大和町大坪4番地
田中満義	柳川市大和町明野779番地
松藤政義	柳川市大和町中島373番地
松藤邦義	柳川市大和町中島1949番地1
前田廣	柳川市大和町六合1151番地3
松藤善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田正秀	柳川市大和町皿垣開1577番地
川口伸也	柳川市大和町谷垣12番地
本木慎介	柳川市大和町大坪18番地
松藤義成	柳川市大和町大坪19番地
古賀英一朝	柳川市大和町大坪20番地
横山慎二	柳川市大和町徳益321番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
津留均	柳川市大和町大坪6番地
坂井榮次	柳川市大和町中島2485番地
大津康德	柳川市大和町栄901番地

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市吉川土地改良区	平成30年6月11日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市	平成30年3月23日から 平成30年7月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市小倉北区ほか

平成30年4月18日から  
平成30年5月15日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市全域	平成30年5月1日から 平成31年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（用地確定測量）、4級水準測量

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区今光	平成30年6月4日から 平成31年2月28日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

1級基準点測量（3点）、3級基準点測量（6点）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	平成30年5月28日から 平成31年3月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市	平成30年6月12日から 平成31年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字山家	平成30年4月16日から 平成30年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類  
公共測量（2級基準点測量 2点）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡みやこ町徳永	平成30年3月26日から 平成30年6月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類  
公共測量（3級基準点）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡水巻町大字頃末	平成30年2月14日から 平成30年6月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類  
公共測量（3級基準点）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡水巻町	平成30年2月14日から 平成30年6月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類  
基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）
- 2 測定の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市、久留米市、八女市、筑紫野市、春日市、大野城市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、筑紫郡那珂川町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、田川郡添田町、京都郡みやこ町	平成30年4月13日から 平成31年3月31日まで

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市久保字左屋1304番1及び1304番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区天神四丁目8番25号  
株式会社シフトライフ  
代表取締役 樋口 由紀夫

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大城四丁目254番1、254番8及び254番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市東区松崎三丁目2番23号  
スカイヒルコーポレーション株式会社  
代表取締役 舟越 義兼

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市昇町六丁目72番1及び72番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
長崎県長崎市稲佐町2番2号  
株式会社メモリード  
代表取締役 吉田 茂視

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツル1246番1、1246番2、1246番5及び1247番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
愛知県名古屋市中区千代田二丁目3番19号  
ナゴヤパッキング製造株式会社  
代表取締役 榊原 康洋

---

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成30年6月8日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
タテフジ左官工業	田川市奈良1529-40	立藤 正勝	なし

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

## (2) 停止期間

平成30年6月22日から平成30年6月24日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

タテフジ左官工業は、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅1棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	SUZUKI

種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 ひ 18-81
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	チョイノリ
塗色	白及び灰
車台番号	CZ41A-120979
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅1棟西側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 ひ 47-50
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	ライブ デイオ



塗色	黒
車台番号	AF34-1230969
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅11棟西側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	SUZUKI
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 め 18-12
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	レッツII
塗色	銀
車台番号	CA1KA-330550
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅11棟西側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	YAMAHA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 ひ 23-28
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	ビーノ
塗色	白及び黒
車台番号	SA10J-040727
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅11棟西側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	YAMAHA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	宇美町 い 93-30
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	ジョグ
塗色	灰
車台番号	SA16J-505814
使用者(運輸局等照会)	不明

#### 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

#### 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものと

みなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅11棟北側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	YAMAHA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 は 87-55
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	ジョグ アプリオ
塗色	黒
車台番号	SA11J-022492
使用者(運輸局等照会)	不明

#### 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

#### 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅11棟北側駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日
メーカー名	中国製 CKFACTORY
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	不明
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	LEVITA50
塗色	赤及び白
車台番号	不明
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市東区箱崎七丁目20番 福岡県営高須磨住宅12棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	平成30年3月22日

メーカー名	YAMAHA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市東区 ひ 17-93
所有者(運輸局等照会)	不明
車名	ベーシック ジョグ
塗色	白
車台番号	SA24J-608178
使用者(運輸局等照会)	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月22日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 流通サービスビジネス事業部 九州支社

## (2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,960,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第587号**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規

**正 誤**

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正		誤	
					上	下			道路の種類	道路の種類		
30.6.8	3998	告示	563	2		○		表中	道路の種類 ○ 一般国道	道路の種類 ● 県道		

定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成30年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド及びその塩類

(2) 化学名 2-( {[2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ}メチル)フェノール及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成30年6月21日